

令和7年度 第2回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

1 開催日時

令和7年11月10日(月) 午後6時00分～

2 開催場所

浦安市役所4階会議室S2・S3

3 出席者

(委員)

川義郎委員長、黒川雅子副委員長、高橋教委員、村田清光委員、太田恵子委員

(教育委員会職員)

船橋紀美江教育長、秋本豊教育総務部部長、村上陽子教育総務部次長兼教育政策課課長、

鈴木章仁教育総務課課長、鳥海勉学務課課長、峯崎泰利保健体育安全課課長、

宮崎智次郎指導課課長、青山陽子教育センター所長

(事務局)

小黑拓主幹、塚本望副主査、鎌田まゆ佳副主査、後藤拓真主任主事、植田一史主任主事

4 傍聴者

2名

5 議題

(1) 報告

①第1回いじめ対策調査委員会会議録(案)について

②令和7年度浦安市いじめ防止基本方針の取組進捗について

(2) 協議

今後のいじめ防止の取組について

(3) 審議事項(非公開)

6 議事の概要

(1) ①第1回いじめ対策調査委員会会議録(案)について

第1回いじめ対策調査委員会会議録(案)について事務局から説明した。

②令和7年度浦安市いじめ防止基本方針の取組進捗について

令和7年度浦安市いじめ防止基本方針の取組進捗について説明した。

(2) 今後のいじめ防止の取組について

今後のいじめ防止の取組について事務局から説明した。

(3) 審議事項

なし

(4) その他

会議録の作成と次回の日時について、事務局から説明した。

7 会議経過

議題(1)①第1回いじめ対策調査委員会会議録(案)について、事務局から説明した。

【委員長】報告事項①について、委員の先生方、お気づきの点等はあるか。

(特に意見はなし)

【委員長】では、報告事項①については確定とさせていただく。

続いて、報告事項②令和7年度浦安市いじめ防止基本方針の取組進捗について、

事務局から説明をお願いします。

議題(1)②令和7年度浦安市いじめ防止基本方針の取組進捗について、事務局から説明した。

【委員長】生命の安全教育の具体的な指導事例を確認したい。

【事務局】低学年の展開の1つを紹介する。子供の権利について学習をした後、自分や友達の権利を守ることはどうしたらよいかを、仲間外れを例にして、ロールプレイを通してその時の気持ちについて様々な立場で考えさせ、自分はこのときにどうすればよかったのかというところを考えさせた。

【委員長】よく分かった。中学校の方も確認したい。

【事務局】中学校では、合唱コンクールやSNSの利用場面でのトラブルを例としたものがある。展開の流れとして、導入で、子供の権利条約といじめ防止対策推進法でのいじめの定義について理解をさせていき、小学校同様アンバランスパワーとシンキングエラーについても学習をする。その後、提示した事例の中でその行為がいじめであるか、そうでないかを考える活動を通して、第三者としてどういう対応をしたらよいかを考えていく。最終的には、子供たちが学習を振り返り、どういうことを学んだか、自分はどうしていきたくかを考えさせていく展開となっている。教職員からは「話し合いを行いやすい題材であった」「学校での出来事やSNSなど、実態に合っているものであった」、生徒からは「他者からはいじめに見えてないかもしれないが、本人は嫌な気持ちになっているのではないかと気づけた」という感想があり、こちらも小学校同様成果があったと感じている。まだ実施していない学校もあるが、これまでに実施した小中学校からの情報を提供し、よりブラッシュアップしたものにしていきたいと考えている。我々としては、できる限り年度初めの、人間関係がしっかりと構築される前の状態で実施してもらいたい思いがある。今後、実施時期にばらつきが出ず、早い時期に実施できるように周知していきたいと考えている。

【委員長】いじめ防止対策推進法と照らし合わせた時、チェックリストの「職員はいじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている」という表現は適切なのか。「人権侵害であるいじめ」と、「いじめ防止対策推進法でのいじめ」の理解の違いについて、どうか。

【委員】いじめ防止対策推進法の定義に該当するいじめは、そのすべてが不法行為に当たるということにはならないため、その点を、現場の先生も理解していることが懸念されるが、教育的には、この表現になるかと思う。

【委員長】法律上、いじめを主観的にとらえると、自分がいじめだと思っているけれども、それは人権侵害ではないいじめというものが当然ある。その部分にいつも違和感を感じている。それを各専門家の立場から、どのように教員職員に伝えればよいのか、そこをお示しいただきたい。

【委員】いじめ防止対策推進法にあたる行為がすべて犯罪だというふうに理解される保護者の方がいてもおかしくはない。子供の健全育成を支える学校では、子供同士のちょっとした衝突といったものが、どうしてもあるため、いじめ防止対策推進法上のいじめの全てが不法行為になるわけではないということをきちんと理解してもらおうことが大事になってくるのではないかと思う。ただ、こども基本法も制定され、生徒指導提要においても、この表現が使用されている中であって、いじ

めが権利侵害に直結していくことになってしまっている状況も見られる。

【委員長】法的には峻別してしまうが、教育学の視点では、現在のスタンダードであることがよく分かったが、どうか。

【課長】「人権侵害になりうる、という認識をもっている」という表現はどうか。

【委員長】重大な人権侵害に当たるいじめと、そうでないいじめ、さらには人権侵害ですらないいじめがあることを、峻別しなくてはならなくなっている。それを教職員にどう伝えていくか。

【課長】今後検討して対応していく。

【委員】前回依頼した学年別の傾向のデータを見て思ったのは、やはり冷やかし・からかいがどの学年でも多い。その冷やかしやからかいが行き過ぎると、相手に精神的なダメージを与えるようなものになっていく。そこを先生たちが見極める力が必要だと思う。これまでの良かった指導事例や、うまくいかなかった例など、それらを研修の中で話し合いながら、指導の力量を上げていってほしい。

【委員】統一アンケートはどのような形で実施しているのか。

【事務局】学校の中で、パソコンを使って、記名式で回答するという形で実施している。

【委員長】パソコンを使って回答するということは、教員の方が集計しやすくなっているという理解でよいか。

【事務局】そうである。担任だけではなく、いろいろな人が共有できるメリットがある。

【委員長】メール相談について、この形が適切かどうかという議論は当初からある。

アクセス手段として子供たちにとってメールが機能しなくなっている。

メール相談を残しておくということに関しては問題ないと思う。その他の対応として、LINEなどどうか。市教委の方でアカウントを持っていて情報発信しているということはないのか。同様にインスタグラムはどうか。

【委員】相談をする場合、本当は対面が一番いい。言葉だけでなく表情などからも情報が入ってくる。電話も声やニュアンスなどが分かりやすく、対面の次に情報量が多い。メールやLINEを利用する子の特徴としては、すぐに反応があることが怖いと感じている。メール相談は匿名なのか。

【事務局】匿名の場合もあるし、そうでない場合もある。

【委員】匿名の場合、相談のしやすさがある一方で過激になるケースもあるが、先ほど述べた通り、すぐに反応がないことに安心感を感じる子もいる。LINEは一文が短いため、音声はなくても、メールよりも電話に近いイメージである。

【委員長】LINEにAIを組み合わせ、相談に応じてやりとりを進めていけると良い気もする。ただ、その形は太田委員の言う通り電話に近く、すぐ反応が返ってくるのが怖い人にとっては駄目なのかもしれない。児童生徒の特性に合わせて、相談方法を選択できた方がよいと思う。今後も検討を続けていく必要がある。

【委員】自分のようにLINEを全然使わない立場からするとトラブルも心配である。ただ、子どもが使いやすいなら検討してもよいと思う。LINEを入り口とするのか、そのままLINEで相談を進めていくのかも含めて考えていく必要がある。また、他の手段として、普通の手紙で相談するのもよいのではないか。

【委員長】切手をはらずにそのまま投函し、教育委員会払いで受け取っていくというシステムもあるかもしれない。日進月歩でいろんなシステムが出てくるので、現場の若

い先生方からアイデアをうまく吸い上げて、適切な方法を検討していくのも良いと思う。

【委員長】議題(1)②令和7年度浦安市いじめ防止基本方針の取組進捗については以上とする。次に議題(2)今後のいじめ防止の取り組みについて事務局よりお願いします。

議題(2)今後のいじめ防止の取り組みについて、事務局より説明した。

【委員長】弁護士会でも倫理研修会だと、良い弁護士・悪い弁護士のような感じで、弁護士が演者として登場し、こういう場合にどうしたらいいかを○×で選択し、クリックしていくと理解が進んでいくような講座がある。見る方も楽しくできる。楽しい教材がいいなと思いながら聞いていた。

【事務局】現在提案しているものはちょっと硬いだろうか。

【委員長】「勉強」になってしまっている。堅苦しくならず、特に若い人に気軽に見てもらいたい。動画に出演した先生が自分の知り合い、というのもあっていいし、将来的には「あの時、動画を見た者です」みたいな感じのつながりができるのもいいと思う。市教委と教員の距離が近くなるようなイメージである。

【委員】これをやっていくことで、よりよい人間関係を作るとか、みんなが仲良くなり良いクラスづくりになるとか、そこに繋がっていくんだよという部分を目指してほしい。

防止という表示だけではなく、ねらった先に、仲の良い友達関係やいじめをしないで励ましの声を投げかける子の育成など、そちらの方に向かっていく方向で、最終的には提示したほうがよいのではないか。

【委員】そもそも、今回このような取組を行おうと考えたのはなぜか。

【事務局】これまでに説明している通り、本市独自の、いじめに対しての平時からの備えチェックリストを生徒指導主任に対して行った。そのチェックリストのベースになった国からの調査が管理職を対象に実施されているが、管理職は実施できている認識があるが、生徒指導主任に自校の教職員はどうかという聞き方をすると、危ういと感じる回答が多かった。そこで、我々ができることは何だろうというような発想が出発点となっている。

【委員】いじめという特殊な状況があり、それに対してどういう対策をすべきか、という備えはとても大切なこと。ただ、現場と教育委員会の意識にずれがあると、成果が薄れていくように感じる。現場の先生の意識というのは、「良いクラスを作るにはどうすればいいか」というところでみんな共通しているのではないか。そういうクラスにするために、最初は不協和音もある中で、その不協和音をどう乗り越えるかというのが、いじめの防止にもなるし、良いクラスをつくることにもなる。そんなクラスを作るために、現場の人にはどういうサポートが必要なのか。そこを提案することが、いじめ対策につながっていくのではないか。

「いじめがあったら言いなさい」というだけではなく、例えばどうしたらクラスが楽しくなったのかや、反対に、いじめまで発展していなくても少し困っていることをどのようにすくい上げたかなど、クラス全体でどう「改善していったかを伝えていくことが大切ではないか。いじめ対策はすごく大事だが、結局そこに現場の思いが組み込まれているという感覚がない場合、現場への定着は難しいのかなと感じる。

- 【委員長】事例を見ていると、担任の先生が、冷やかし・からかいの程度を見極められず、スルーしてしまい炎上しているケースが多い。だとすると、教員の指導力を高めるという部分が一番根本的な話ではないか。
- 【委員】保育士やサッカーなどの審判のように、あるところは流したり、反対に止めたりを見極めていけるようになっていくことが大切である。
- 【委員】ロールプレイングはいろいろな立場に立って考えさせる上でとても効果的だと思う。役割を演じることで見えてくる部分や、伝えやすくなることがある。特に、相手の立場や第三者の立場に立って考えさせていくことが有用である。また、過去に聞いた実践では教育相談の時に体調不良で声が出ない先生がいたが、先生が話さない分生徒がたくさん話せていた。しゃべりすぎず、聞こうとすることが大切であると感じた。
- 【委員】現場の先生方が「良いクラス」を作りたいけれど悩んでいることを整理してみるのはどうだろうか。いじめ対応だけでなく、いじめにつながる部分も含めたクラスづくりについて考えてみてほしい。
- 【委員長】先生方の悩み相談について、どのように対応しているか。
- 【事務局】夏休みに市教委で「先生お悩み相談室」という研修を開いた。
- 【委員】生徒が充実感を感じたり、先生が学級の成長を感じたりする実践も、いじめ対策の一項目になるのではないかと思う。
- 【委員】いじめ防止のプログラムという名称であったので、最初はこのプログラムの到達目標はどこにあるのか考えていた。ただ、防止プログラムという名称ではあるが、中身を見ると、対応のことがかなり盛り込まれていた。いじめ問題は教育学的な対応で長年やってきているところにあるが、いじめ防止対策推進法が大きな影響を及ぼしている。教育学的な視点で対応していても足りないと言われる。だからこそ、現場の先生には法学的な知見を持っていただかないと、結局丁寧に対応しているのに、その対応がなっていないというような評価をされてしまう。現場と教育委員会の先生方が、いじめ防止対策推進法に基づく対応をとっていくための、本当に基本的なところをどのようにして理解を進めていくか。理解していく中で、学校いじめ対策委員会を機能させないといけない。「いじめの定義」、「聞き取り調査の方法」、「子供が心身の苦痛を感じたらいじめ防止対策推進法ではいじめになること」、「いじめ防止対策推進法に規定される学校がすべきこと」という本当に基本的な部分を伝えたいのではないかと思っている。いじめ重大事態についても、いじめ重大事態には2つの定義があること、通常のレベルのいじめとどう変わるのか、いじめ重大事態を認知するのは先生個人ではなく、学校がいじめ対策委員会の中で組織的な認知をするという部分まで、法に基づく対応がとれるよう、一人一人の先生方を助けるものとしてこれが機能していったらいい。こういうものが本当にあったら、学校の先生たちにとっての後ろ盾になるなどと思っている。
- 【委員】いじめに対する平時からの学校の備えのチェックリストで、生徒指導主任の先生方が「職員はいじめが解消している状態とはどのような状態であるか理解していますか」という質問に対して、各生徒指導主任の目線でいくと35%がうちの学校の職員はわかっていますと答えた。この質問を始め多くの主語が「職員は」となっている中で、下から2番目の質問は主語が「学校が」と変わってくる。回答が19%にとど

まっているが、市が統一のフォーマットで文書作成をし、文書管理を行って、学校に投げかけていけば、学校はそれに従って対応できる。もう各学校にゆだねる必要がなくなっていく。「いじめが解消している状態がどんな状態か職員は理解していますか」という質問などは、各教員の理解度にかかってくるものであるため、今回提案しているようなプログラムがとても意味をもつものになる。2つ目の「職員はいじめ防止基本方針の内容を毎年度確認している」に関しては、勤務校、市、県の基本方針を確認する時間を一斉に作るしかないと思う。それを方針として行うのであれば、例えば、4月の職員会議で確認をする時間を設ければクリアになるかなと思う。「入学時にいじめ防止基本方針について、児童生徒保護者へ説明している」も、各学校でバラバラな説明とならないよう、市が伝えるべく要点をそろえていく必要があるのではないかな。また、全てを生徒指導主任が指導しなければならないのかなと懸念している。1月の生徒指導主任会議でこのプログラムの改善点を議論することが予定されているようですので、時間を合理的に使い、みんなでこういうふうに行っていきましょう、とできれば各学校が共通した対応を行えるのではないかなと思った。

【委員長】先生方から貴重なご意見をいただきましたと思う。今回たたき台を出していただいたので、各方面からご指摘いただいたものを踏まえた上で、どのようにしていくか、継続的に検討していただきたい。

【委員長】議題(2)については、以上とする。本日の議事についてはすべて終了した。

事務局から連絡事項を伝え、閉会。

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 後藤 拓真
電話 047-351-1111 (内線) 19216